

評価機構が実施する認証評価について

● 評価員制度の変更について

平成 25(2013)年度から評価員制度を変更しました。新制度では、当機構の依頼に基づき関係機関等から推薦された評価員候補者を原則 3 年間登録いたします。当該年度の評価に実際に携わる評価員は評価員候補者の中から大学評価判定委員会が選定し、当機構理事長が委嘱いたします。評価員の任期は委嘱されてから当該年度の評価結果確定までの約 1 年間となります。

● 評価員についてよくある質問

Q. 「評価員候補者」と「評価員」の違いはなんですか。

A. 平成 25 年度から、所属機関長から推薦され、当機構で登録された方を「評価員候補者」、その中から当該年度の評価を実際に担当していただく方を「評価員」と呼びます。

※平成 24 年度までは、推薦された方を「評価員候補者」、その中から当機構の行う「評価員候補者セミナー」などの研修を受けていただいた方を「評価員」、実際に評価を担当していただく方を「担当評価員」と呼んでいました。

Q. 実際に評価を担当する「評価員」に委嘱された後、評価を行うための研修はあるのですか。

A. 「評価員セミナー」にご出席いただきます。「評価員セミナー」は、例年 6 月に行います。

Q. 実際に評価を担当する「評価員」に委嘱されるのに、事前の問い合わせはあるのですか。

A. 毎年 4 月～5 月にかけて当機構から「評価員候補者」ご本人に電話で依頼します。その際、評価を担当していただきたい大学名、実地調査や「評価員セミナー」の日程などをお知らせしますので、ご検討いただき、ぜひともご承諾くださいますようお願いいたします。

Q. 一つの評価チームは何人の「評価員」で構成されるのですか。

A. 原則として 1 大学 5 名です。

Q. 「評価員」の委嘱期間は具体的にいつからいつまでですか。

A. 電話依頼でご本人に内諾をいただいた後、大学評価判定委員会で評価員の選定について審議を行い、承認後に当機構理事長が「評価員」を委嘱します。同委員会は、平成 26 年度は 5 月に開催しましたので、平成 26 年度の「評価員」の場合、委嘱期間は平成 26 年 5 月から評価結果確定の平成 27 年 3 月末までです。

Q. 「評価員候補者」の登録期間終了後はどうなりますか。

A. 登録期間の更新を依頼する場合は、登録最終年度の 9 月ごろに依頼文書を機関長にお送りします。更新を辞退される方などには、登録期間終了時にお礼状をお送りします。

Q. 本学から誰が評価員や評価員候補者として登録しているか把握していないので、教えてください。

A. 当機構担当者までお問い合わせください。

Q. 役職、勤務地などが変更になっていますが、どうすればいいですか。

A. 当機構ホームページ(トップ>評価事業>大学(短期大学)機関別認証評価 評価員)の「【様式 4】評価員候補者 登録変更届」をダウンロードしていただき、必要事項をご記入のうえ、以下の担当者までファクスか E メールでご送付ください。また、ほかの手続きについてもホームページをご参照ください。

登録変更届送付・問い合わせ先

評価事業部 永井・天津 (あまつ)

TEL.03-5211-5181 / FAX.03-5211-5132

E メール hyoukakikou@jihee.or.jp